

処分基準

令和8年4月1日作成

| |
|---|
| 法令名：地方自治法 |
| 根拠条項：第238条の4第9項 |
| 処分の概要：行政財産の使用許可の取消し |
| 原権者(委任先)：北海道知事(北海道警察本部長、方面本部長) |
| 法令の定め： 地方自治法第238条の4(行政財産の管理及び処分)第9項 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。 |
| 処分基準： 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すものとする。 1 使用者が許可の条件に違反したとき。 2 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。 |
| 問い合わせ先： 北海道警察本部総務部施設課施設管理係(電話011-251-0110) 申請者の使用しようとする財産を管理する各方面本部会計課管財係 (管轄が函館方面の場合(電話0138-31-0110)) (管轄が旭川方面の場合(電話0166-35-0110)) (管轄が釧路方面の場合(電話0154-25-0110)) (管轄が北見方面の場合(電話0157-24-0110)) |
| 備考： |